

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 173 号（諮問第 209 号）

件名：病院に診察依頼した際の記録全容の不訂正決定に関する件

1 訂正請求

令和 2 年 6 月 24 日

2 原処分

令和 2 年 9 月 11 日（不訂正決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る「休日夜間相談事例対応状況（報告）」（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表の「訂正を求める箇所」（以下「本件保有個人情報」という。）の訂正を求める自己情報訂正請求について、不訂正決定とした。

3 審査請求

令和 2 年 12 月 4 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 7 月 29 日

5 審議会の結論

知事が、本件保有個人情報を不訂正決定としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

ア 条例は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができる旨を定めている。

訂正は「保有個人情報の内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正の対象は「事実」であって、評価・判断に及ばないものである。

また、条例第 30 条第 2 項で、訂正請求をする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないと規定している。これは、訂正請求制度が、保有個人情報の内容が事実でないとの主張のみをもって訂正を求めることを認めるものではないという趣旨であり、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致する

ことが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していると解される。

調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第 31 条の規定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

イ ところで、審査請求があった場合、審議会は、条例第 46 条第 1 項により、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができ、同条第 3 項により、当該保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができるほか、同条第 4 項により、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

しかしながら、訂正請求の場合、前述のとおり、条例第 30 条第 2 項において、訂正請求をする者に、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出を求めており、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していることに鑑みると、条例は、審議会についても、審査請求人及び実施機関から提出された書類等をもとに審査を行うことを予定しているものであり、それ以上に、審議会自らが訂正請求の内容が事実と合致することの証拠を収集して事実の究明を行うことまで求めているものではないと解される。まして、審議会は裁判所のように強制力を伴った調査権限は付与されておらず、また、審査請求人と実施機関とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、さらに、準司法的手続としての行政審判を行う権能及び権限を持つものでもない。

よって、当審議会においては、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述等から得られた客観的な情報の範囲内で、訂正請求の内容が事実と合致すると認められるか否かについて審査を行うこととなる。

ウ 以上のことを踏まえ、当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 2 年 4 月 30 日付けで行った「2012. 11. 13 病院に診察依頼した際の記録全容」という自己情報開示請求に対して、実施機関は本件対象文書を特定した上で、同年 5 月 20 日付けで自己情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、令和2年6月24日付けで自己情報訂正請求を行い、実施機関は同年9月11日付けで自己情報不訂正決定を行った。

イ 本件対象文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条に基づき、審査請求人に係る警察署からの相談に関して、関係者及び関係機関と連絡調整した内容を記録し、保健所職員間等で情報共有し、対応状況を明確にするために実施機関が作成したものである。

(3) 訂正請求をする保有個人情報の内容について

訂正請求をする保有個人情報の内容について、訂正請求書の記載内容及び審査請求人とのやりとりから、実施機関は、訂正を求める箇所及び訂正請求の内容について、別表のとおり訂正を求める旨であると判断し、不訂正決定をしている。審査請求人は、訂正を求める箇所及び訂正請求の内容については反論していないことからすれば、本件保有個人情報は、実施機関が主張するとおりであると解される。

本件保有個人情報について、以下では別表の訂正を求める箇所のうち「うつ病」を本件情報1とし、「市内のショッピングモールで本人が暴れようとした為」を本件情報2とする。

(4) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 訂正請求に理由があるかについて

(7) 当審議会において実施機関に確認したところ、本件対象文書は、保健所職員間等で情報共有し、対応状況を明確にするという利用目的の性質上、関係者及び関係機関からの相談対応や指導結果等について、関係者及び関係機関から聴取した事柄をありのままに記録したとのことである。

(イ) 本件情報1について、審査請求人は、当時の診断名は「うつ病」ではなく「うつ状態」である旨を主張し、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として、審査請求人が「うつ状態」であると記載された病院の診療録を提出している。

当審議会において実施機関に確認したところ、診断名は、診療録の一部の記載内容のみで判断することはできないため、審査請求人が提出した診療録の一部の記載内容から審査請求人の当時の診断名が「うつ病」ではなく「うつ状態」であったとはいえないとのことである。

当審議会において審査請求人が提出した診療録を確認したところ、診察を受けた際の状態やその他の病状とともに、確かに「うつ状態」と記載されていることが認められたが、上記の実施機関の主張を踏まえると、本件情報1が事実でないとはとはいえない。

(ウ) 本件情報2について、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、審査請求人から訂正請求の内容が事実と合致することを示す書類等は示されていない。

(エ) したがって、当審議会においては、本件情報 1 及び本件情報 2 が事実でないことが判明したとはいえ、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

イ 利用目的の達成に必要な範囲内かについて

さらに、本件対象文書に係る事案については、関係機関からの相談に応じ、関係者及び関係機関と連絡調整した一連の事務は既に終了しており、保健所職員間で情報共有し、対応状況を明確にするという利用目的は既に達成しているといえることができる。したがって、審査請求人が訂正を求める本件情報 1 及び本件情報 2 を訂正することは、本件情報 1 及び本件情報 2 に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると言わざるを得ない。

ウ したがって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の訂正の要否については、前記(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

訂正を求める箇所		訂正請求の内容
休日・夜間相談対応事例 整理票 4 段目 診断名・受診歴	【本件情報 1】 うつ病	うつ状態
休日・夜間相談対応事例 整理票 8 段目	【本件情報 2】 市内のショッピングモ ールで本人が暴れようとし た為	本人は暴れようとしてい ない